

令和2（2020）年度 介護職員等特定処遇改善加算について

算定対象期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日

対象者（経験・技能のある介護職員の考え方）：

「介護福祉士」資格を有し、年度開始時点で当社在籍が1年6ヵ月以上であり、当社在籍年数と他社での経験年数の1/2を加えた期間で6年以上「介護」の業務に従事する社会保険を付与する雇用形態にある従業員。

《基本給の昇給》

令和2年4月基本給より、令和2年3月実施の人事考課に基づき昇給を行う。

《管理者手当》

個人の経験技能を活かし、部門長として、下位者指導を行うものに対する手当を支給する。

訪問介護・通所介護事業の介護職で管理者の業務も兼務するものに給与規程に基づき支給する。

《社員処遇改善一時金》

夏(7月)、冬(12月)に支給する。それぞれ同支給対象期間の業績・人事考課に基づき支給する。

算定期間期末に会社業績を勘案し、一時金を支給する場合もある。

以上